

【様式2】

香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報

部(局)・課(所)名	香川県環境森林部みどり保全課
件名	瀬戸内海国立公園屋島園地維持管理業務
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務場所 高松市屋島東町 ・業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 園地、園路の除草 4,080 m² 年1回 ② 園路の清掃 2,350 m² 年12回(月1回) ・支払い 完了払(ただし、請求により5割以内の金額を前金払いする)
契約予定日	令和8年4月1日
納期又は履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約の相手方の選定基準及び決定方法	<p>選定基準 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センターで、契約の履行が確実であること</p> <p>決定方法 随意契約(見積)により、最低の金額を提示した者と契約</p>
契約の申込み方法 (見積書受付期間、見積書受付場所等)	<p>見積書受付期間 令和8年3月13日～令和8年3月23日</p> <p>見積書受付場所 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県環境森林部みどり保全課 総務・自然公園グループ</p> <p>見積金額 本業務の価格(消費税及び地方消費税を含むこと)</p> <p>提出方法 持参又は郵送</p>